

2023年1月

お客さま 各位

相続手続きにかかる書類・手続きの共通化

富士宮信用金庫

富士宮信用金庫は、お客さまの利便性向上を目的に、株式会社静岡銀行をはじめとした県内複数の金融機関と、預金等の相続手続きにかかる書類・手続きを共通化することとしましたので、ご案内いたします。

1. 実施日

2023年2月1日（水）

2. 取組の背景・概要

- 高齢化社会の進展など、今後、預金等の相続の増加が予想されるなか、金融機関の相続手続きは煩雑であったり、金融機関ごとに必要書類が異なるなどの課題がありました。
- 当金庫は、「預金者保護の観点から総合的に判断」「利便性は高まるが係争に発展するリスクもある」等の理由から相続手続きの共通化を見送っておりましたが、相続手続きが増加していく中で、お客さまのご負担を少しでも軽減して利便性を高める必要があるとの判断から、預金などに関する相続手続きを共通化することとしました。
- 具体的には、相続手続きの際にお客さまにご記入いただく書類を共通化するとともに、一定の基準を満たすお客さまについては、相続人代表者1名のみの署名・捺印での手続きが可能となるなど、取り扱いの簡素化・共通化を図ります。
- 詳しくは、お近くの営業店までお問い合わせください。

※本件は、相続手続きを共同で行うものではありません。また、金融機関ごとに一部相違する取り扱いもあります。

以上